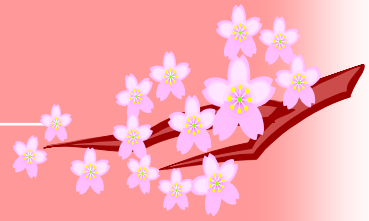


# 住まいの伝言版4月号



住まいの伝言版は福岡県住まいネットに掲載しております。  
<http://www.f-sumai.org/>

## 【住宅エコポイント】

～2010年3月8日(月)申請受付が開始されました。～

**ポイントの申請方法** 住宅エコポイント発行・交換申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して申請します。  
申請方法は下記の2通りです。  
①窓口申請…全国3800箇所の申請窓口に申請書類を持参して手続きを行う  
②郵送申請…住宅エコポイント事務局に申請書類を郵送することで手続きを行う  
※申請者は新築住宅の購入者、新築・リフォーム工事の発注者(通常は住宅所有者)です。

**ポイントの申請期限** ・エコ住宅の新築…平成23年6月30日まで(一戸建ての住宅)  
平成23年12月31日まで(共同住宅等)  
※但し階数が11以上の場合、平成24年12月31日まで  
・エコリフォーム…平成23年3月31日まで

**ポイントの交換期限** 平成25年3月31日まで(エコ住宅の新築、エコリフォーム問わず)

**県内の申請窓口** 119箇所(平成22年4月1日現在)  
・申請窓口一覧→[http://jutaku.eco-points.jp/agency/index.php?prefecture\\_id=40&address=&p=1](http://jutaku.eco-points.jp/agency/index.php?prefecture_id=40&address=&p=1)

**問い合わせ先** **住宅エコポイント事務局**  
・TEL 0570-064-717 ナビダイヤル(有料) 9:00～17:00(土・日・祝日含む)  
案内にしたがって申請前の方は「1」、申請後の方は「2」を押してください。  
・IP電話からお問い合わせのかたはこちらへ  
申請前の方は 03-5911-7803(有料)  
申請後の方は 03-5911-7804(有料)

住宅エコポイント事務局ホームページ  
<http://jutaku.eco-points.jp/>



※年2回の届出手続きをお忘れなく！第1回届出期間は4月1日～4月21日です。

## 【住宅瑕疵担保履行法の届出について】

住宅瑕疵担保履行法では、平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者または宅地建物取引業者は、資力確保措置（保険への加入または保証金の供託）の状況について、行政庁に報告することが義務づけられています。

### 《届出手続きの流れ》

#### 準備 保険証券の発行

住宅の完成後、発注者等への引き渡し前に、保険申込みを行った保険法人へ保険証券発行申請を行い、保険証券および発注者等向けの証明書の発行を受けてください。また、発注者等向けの証明書は、必ず発注者等に交付して下さい。



#### ① 保険契約締結証明書および明細の確認

保険に加入している場合、基準日後に保険法人から「保険契約締結証明書」および「明細」が送付されます。これらの書類の記載内容を必ずご確認ください。記載内容に間違いがある場合は、速やかに保険法人にご連絡ください。



#### ② 届出書の作成

保険契約締結証明書および明細の記載内容をもとに届出書を作成して下さい。  
なお届出書の様式は、国土交通省HPからダウンロードすることができます。



#### ③ 行政庁への届出

福岡県知事の許可・免許を受けている場合は、福岡県に届出手続きをしてください。  
国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、九州地方整備局に届出手続きをしてください。

許可・免許	業者種類	届出先	届出方法	連絡先 問い合わせ先	備考
福岡県知事	建設業者	県庁 建築都市部建築指導課 建設業係	郵送	建設業係 092-643-3719	(郵送先) 〒812-8577(住所不要) 福岡県庁 建築指導課 建設業係 ※1「瑕疵担保履行法届出書在中」と明記のこと ※2受理確認が必要な場合は、副本と返信用封筒に 切手を貼付して同封のこと
	宅地建物 取引業者	県庁 建築都市部建築指導課 宅建業係	郵送	宅建業係 092-643-3718	(郵送先) 〒812-8577(住所不要) 福岡県庁 建築指導課 宅建業係 ※1「瑕疵担保履行法届出書在中」と明記のこと ※2受理確認が必要な場合は、副本と返信用封筒に 切手を貼付して同封のこと
国土交通大臣	建設業者 宅地建物 取引業者	国土交通省 九州地方整備局 建政部計画・建設産業課	郵送又は 持参(窓口 提出)	092-471-6331	届出書の提出部数は正本1部です。 各県を経由せず、直接九州地方整備局に提出して 下さい。 (郵送先) 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 福岡第2合同庁舎別館

※届出期間は基準日から3週間以内(4月1日から21日)です。

期間内に届出をしない場合や資力確保措置講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることとなります。

(問い合わせ先)

○国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室/総合政策局建設業課・不動産業課

TEL 03-5253-8111 URL <http://www.mlit.go.jp/>

○都道府県連絡先:福岡県建築都市部住宅計画課・建築指導課

TEL 092-651-1111

# 平成22年度福岡県快適な住まいづくり推進助成制度



福岡県では県産材を活用し、環境にやさしく、耐久性にも優れた優良な木造住宅の普及促進を図るため、一定の基準を満たした木造住宅を新築又は購入する方に対して、予算の範囲内で助成金を交付します。

## 対象者

自ら居住するために、今後、福岡県内で一定の建設基準に適合する住宅を新築・購入する方

## 建設基準

- ・耐久性に関する基礎要件(評価方法基準\*劣化対策等級3相当)に適合すること
  - ・以下の①及び②に適合すること
    - ① 全ての柱(間柱は除く)の小径を12cm以上とすること
    - ② 階数が2以上の住宅における通し柱であるすみ柱の小径は13.5cm以上とすること。ただし、外壁に通気層を設けた構造又はすみ柱が外気に接する構造で軒の出が外壁の中心線から90cm以上とし次の(a)又は(b)に該当する場合は12cm以上とする。
      - (a)JAS規格のD1の製材又はこれらの樹種による集成材とすること
      - (b)製材又は集成材で、外壁下地材に製材・集成材・構造用合板のいずれかをを用いるとともに軸組に防腐・防蟻処理がされたもの
  - ・一戸建ての木造軸組構造であること
  - ・使用する木材のうち概ね70%以上を県内加工材の利用すること
  - ・断熱性能に関する基礎要件(評価方法基準省エネルギー対策等級3相当)に適合すること
  - ・可変性(間仕切り壁・居室・階段・廊下のうち2カ所の汎用性)を確保すること
  - ・設備配管の交換容易性を確保すること
  - ・バリアフリー性能に関する基礎要件(評価方法基準高齢者等配慮対策等級3相当)に適合すること
- ※評価方法基準:住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項に規定するもの

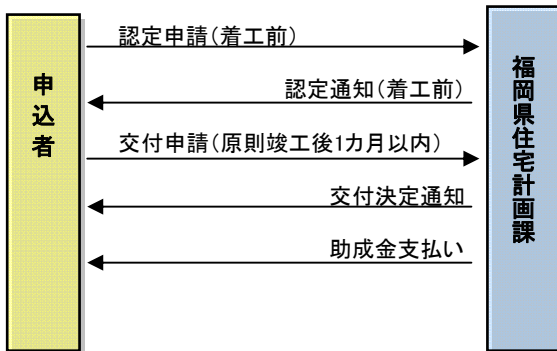
## 助成の内容

- ①床面積1㎡当たり 2,587円(千円未満切り捨て、限度額47万円)の助成が受けられます。
- ②県産木材(福岡県産木材供給体制推進協議会の県産木材認証事業者又は福岡県産木材供給連絡協議会が発行する証明書があるもの)の使用量に応じて次のとおり①の助成金の額に上乘せされます。
  - 0㎡～ 5㎡未満 … 29千円
  - 5㎡～10㎡未満 … 87千円
  - 10㎡以上 … 117千円

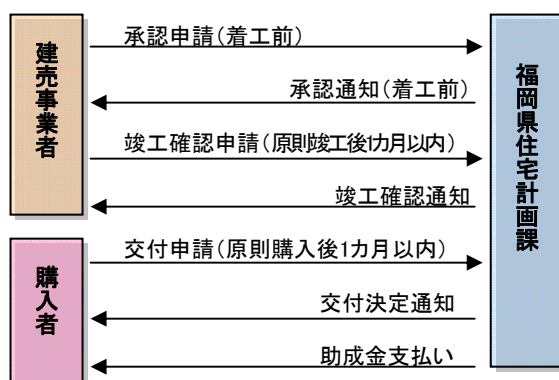
## 手続きについて

- 住宅着工前に、添付図書を添えて、県に認定申請書を提出してください。
  - その後は下記のとおりの手続きが必要となります。
  - 手続きに必要な書類は県ホームページよりダウンロードしてください。
- (注意)本事業は、国土交通省等が行う「住宅エコポイント制度」との併用はできません。**

### ●新築の場合



### ●購入の場合



## (問い合わせ・申込先)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
福岡県建築都市部住宅計画課民間住宅係  
TEL 092-643-3731  
詳しくは福岡県庁ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>



福岡県は、県内産業の育成のため、県産品の利用促進を呼びかけています。住宅の建設等に当たっては、県産品(木材、畳等)の利用にご協力ください。

# 平成22年度「福岡県地域優良賃貸住宅供給事業者」 及び「福岡県街なか居住推進事業」募集説明会について

福岡県では、子育て世帯、高齢者世帯又は障害者世帯の居住の安定、及び街なかへの居住推進を図るため標記の二制度によって建設費の補助を行っています。今回、これらの制度の活用を希望する事業者を対象に下記のとおり説明会を実施しますのでお知らせします。

## 制度の概要

- 地域優良賃貸住宅制度は、高齢者世帯等の居住の安定を図るため、一定の基準を満たした賃貸住宅に建設の一部を補助する制度です。
- 街なか居住推進事業は、街なかへの居住を推進するために街なかに建設される一定の基準を満たした賃貸住宅に建設費の一部を補助するものです。

## 日 時

平成22年5月12日(水) 13:30～16:00

## 場 所

福岡県吉塚合同庁舎 603A 福岡市博多区吉塚本町13-50

※会場に外来駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

## 定 員

100人程度

## スケジュール(予定)

- |             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 13:00～      | 受 付                           |
| 13:30～14:15 | 地優賃制度及び街なか居住推進事業の概要等について(福岡県) |
| 14:15～15:00 | 地優賃の管理について(福岡県)               |
| 15:00～15:10 | ～ 休憩 ～                        |
| 15:10～15:30 | 福岡県福祉のまちづくり条例について(福岡県)        |
| 15:30～15:50 | 融資について((独)住宅金融支援機構)           |
| 15:50～16:00 | 質疑応答                          |

## 申し込み方法

福岡県庁ホームページ又は携帯サイトから直接お申し込みください。



## 申し込み期間

平成22年4月1日(木)～30日(金)

※定員になり次第締め切らせていただきます。

## 問い合わせ・申込先

福岡県建築都市部住宅計画課民間住宅係

TEL 092-643-3731 FAX 092-643-3737 担当 山口(建設) 北島(管理)

福岡県庁ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/1501413.html>

携帯サイト <http://www.shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/k/>

## お知らせ

当説明会に先行して、22年4月1日(木)より「地域優良賃貸住宅供給事業者」及び「福岡県街なか居住推進事業」の募集を開始いたします。申請方法等については、上記ホームページをご覧くださいか、担当者までご連絡をお願いいたします。

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の基づく長期優良住宅建築等計画の認定状況について (平成22年2月末時点)

この度、全国の所管行政庁の平成22年2月の認定状況について、調査した結果がとりまとめられましたので、お知らせします。

### 平成22年2月の実績

(1)一戸建ての住宅	5,841戸	(内福岡県分)	203戸
(2)共同住宅等	13戸		0戸
(3)総戸数	5,854戸		203戸

### 制度運用開始からの累計

(1)一戸建ての住宅	49,389戸	(内福岡県分)	2000戸
(2)共同住宅等	569戸		168戸
(3)総戸数	49,958戸		2168戸

### ※参考

・「長期優良住宅の促進に関する法律」の詳細については、「長期優良住宅法関連情報ホームページ」をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html)

・国土交通省ホームページに資料が添付されていますので是非ご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000136.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000136.html)

### 問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅生産課

TEL 03-5253-8111



# 住宅・土地統計調査～平成20年住宅・土地統計調査確報集計結果が発表されました～

(詳しくは統計局ホームページへ→<http://www.stat.go.jp/index.htm>)

## 住宅・土地統計調査(5年ごと)とは

我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査です。この調査の結果は、住生活基本法に基づいて作成される住生活基本計画、土地利用計画などの諸施策の企画、立案、評価等の基礎資料として利用されています。

## 《高齢者等のための設備がある住宅について》

人口の高齢化に伴い、敷居の段差解消や手すりの設置など、高齢者等のための設備を充実させる“ひとにやさしい住宅”の整備が求められています。最近では、建て替えや増改築時に高齢者等のための設備を施すばかりでなく、賃貸住宅や建売住宅でもあらかじめこのような設備を備えた住宅が増えてきています。高齢者等に配慮した設備の充実の進展状況を、住宅・土地統計調査の結果で見えます。

### \* 高齢者等のための設備がある住宅の割合は、23県において50%以上

○高齢者等のための設備がある住宅は2415万戸で、住宅全体の48.7%となっています。

○高齢者等のための設備がある住宅の割合を所有の関係別にみると、持ち家は63.5%、借家は27.6%となっており、持ち家が借家の2倍以上の割合になっています。

表1-1 高齢者等のための設備がある住宅－全国

総数	持ち家	借家
2415万戸 (48.7%)	1924万戸 (63.5%)	491万戸 (27.6%)

注：（ ）内は所有の関係別住宅数に占める割合

○高齢者等のための設備がある住宅の割合を都道府県別にみると、長野県が57.0%と最も高く、次いで山形県が56.3%、島根県が56.1%などとなっています。一方、沖縄県が32.5%と最も低く、次いで宮崎県及び鹿児島県が共に44.4%などとなっています。

※福岡県は45.8%

表1-2 高齢者等のための設備がある住宅の割合が高い都道府県

	都道府県名	割合 (%)
1	長野県	57.0
2	山形県	56.3
3	島根県	56.1
4	新潟県	55.1
5	兵庫県	54.8

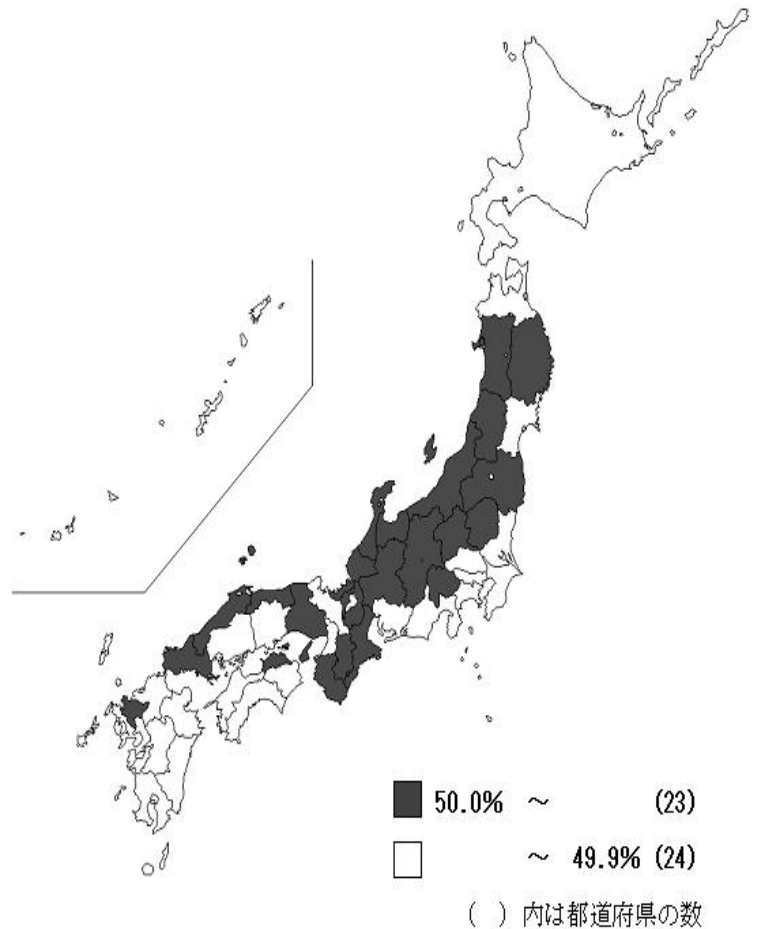
表1-3 高齢者等のための設備がある住宅の割合が低い都道府県

	都道府県名	割合 (%)
1	沖縄県	32.5
2	宮崎県	44.4
	鹿児島県	
4	東京都	44.8
5	北海道	45.4

表 1-4 高齢者等のための設備がある住宅の割合  
- 全国，都道府県（平成 15 年，20 年）

	割合（％）	
	平成20年	平成15年
全国	48.7	39.8
北海道	45.4	36.3
青森県	46.9	37.5
岩手県	52.3	43.0
宮城県	49.7	41.1
秋田県	53.9	43.3
山形県	56.3	49.3
福島県	50.7	41.7
茨城県	48.6	40.5
栃木県	50.0	41.4
群馬県	52.4	43.6
埼玉県	49.1	39.2
千葉県	48.1	38.3
東京都	44.8	33.4
神奈川県	46.1	37.4
新潟県	55.1	46.5
富山県	54.1	48.3
石川県	50.2	40.3
福井県	53.9	46.4
山梨県	50.7	41.7
長野県	57.0	49.4
岐阜県	53.7	44.8
静岡県	48.9	42.7
愛知県	48.2	40.1
三重県	50.6	44.5
滋賀県	54.5	48.0
京都府	47.3	39.6
大阪府	49.5	39.7
兵庫県	54.8	45.4
奈良県	54.0	45.5
和歌山県	51.0	43.0
鳥取県	53.2	44.8
島根県	56.1	49.1
岡山県	48.5	41.8
広島県	49.7	41.6
山口県	50.7	43.6
徳島県	48.2	41.2
香川県	54.1	44.7
愛媛県	47.5	42.3
高知県	47.3	39.0
福岡県	45.8	35.5
佐賀県	52.7	44.4
長崎県	49.5	41.2
熊本県	46.2	37.6
大分県	49.6	42.4
宮崎県	44.4	38.1
鹿児島県	44.4	39.8
沖縄県	32.5	24.4

図 1 高齢者等のための設備がある住宅の割合（平成 20 年）



○前回調査の平成15年と比べてみると、高齢者等のための設備がある住宅の割合は、全ての都道府県で上昇しています。また、平成15年ではこの割合が50%以上の都道府県はありませんが、平成20年では約半数の23県で50%以上となっています。

## 《耐震診断をしたことがある住宅について》

去る1月13日6時53分(日本時間)に、ハイチ共和国でマグニチュード7.0の大地震が発生し、大きな被害がありました。地震国といわれる我が国でも、南関東直下地震や東海地震の発生が懸念されています。地震への備えの状況について、住宅・土地統計調査の結果で見えます。

### \* 耐震診断をしたことがある住宅の割合が総じて高い関東地方、東海地方

○持ち家(3032万戸)のうち、耐震診断をしたことがある住宅は313万戸で、持ち家の10.3%となっています。

○耐震診断をしたことがある住宅の割合を建て方別にみると、一戸建は7.3%、長屋建は7.0%、共同住宅は27.1%となっており、共同住宅は他より高く、約3割が耐震診断を行っています。

表3-1 耐震診断をしたことがある住宅(持ち家) - 全国

総数	一戸建	長屋建	共同住宅
313万戸 (10.3%)	184万戸 (7.3%)	3万戸 (7.0%)	127万戸 (27.1%)

注:( )内は建て方別持ち家数に占める割合

○耐震診断をしたことがある住宅の割合を都道府県別にみると、東京都が17.9%と最も高く、次いで静岡県が16.6%、神奈川県が15.2%などとなっており、関東地方、東海地方の割合が高く、住民の関心の高さがうかがえます。また、兵庫県や宮城県など大地震の被害があった県でも関心が高いようです。一方、沖縄県が4.1%と最も低く、次いで青森県が4.2%、佐賀県が4.4%などとなっています。

表3-2 耐震診断をしたことがある住宅(持ち家)の割合が高い都道府県

	都道府県名	割合 (%)
1	東京都	17.9
2	静岡県	16.6
3	神奈川県	15.2
4	兵庫県	13.5
5	愛知県	13.3
6	宮城県	12.6
7	千葉県	11.5
8	埼玉県	11.3
9	大阪府	11.0
10	福岡県	10.6

表3-3 耐震診断をしたことがある住宅(持ち家)の割合が低い都道府県

	都道府県名	割合 (%)
1	沖縄県	4.1
2	青森県	4.2
3	佐賀県	4.4
4	秋田県 鹿児島県	4.5
6	長崎県	4.7
7	宮崎県	4.8
8	島根県	5.0
9	岩手県	5.1
10	群馬県	5.7



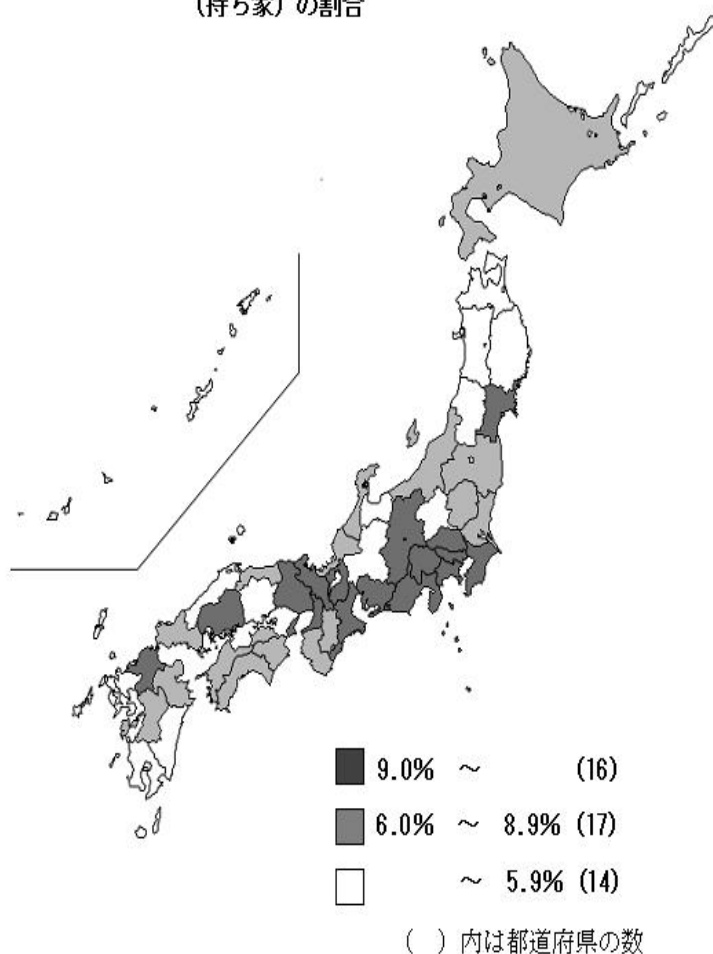
表3-4 耐震診断をしたことがある住宅（持ち家）

－全国，都道府県

	実数（戸）	割合（％）
全国	3,132,800	10.3
北海道	106,400	7.9
青森県	15,000	4.2
岩手県	17,300	5.1
宮城県	66,900	12.6
秋田県	13,300	4.5
山形県	16,700	5.8
福島県	29,600	6.2
茨城県	53,800	7.3
栃木県	35,300	7.3
群馬県	29,400	5.7
埼玉県	198,700	11.3
千葉県	174,100	11.5
東京都	475,000	17.9
神奈川県	313,900	15.2
新潟県	41,400	6.9
富山県	16,600	5.8
石川県	20,500	7.0
福井県	12,800	6.4
山梨県	20,100	9.2
長野県	56,200	10.2
岐阜県	30,900	5.9
静岡県	146,400	16.6
愛知県	212,200	13.3
三重県	46,300	9.3
滋賀県	31,000	9.0
京都府	61,600	9.3
大阪府	215,200	11.0
兵庫県	186,500	13.5
奈良県	28,700	7.9
和歌山県	19,200	6.9
鳥取県	9,300	6.4
島根県	9,100	5.0
岡山県	28,400	5.8
広島県	68,100	9.7
山口県	23,500	6.1
徳島県	13,100	6.4
香川県	19,600	7.4
愛媛県	24,200	6.4
高知県	14,000	6.7
福岡県	115,700	10.6
佐賀県	8,800	4.4
長崎県	16,800	4.7
熊本県	27,200	6.4
大分県	17,700	6.0
宮崎県	14,100	4.8
鹿児島県	21,400	4.5
沖縄県	10,400	4.1

図3 耐震診断をしたことがある住宅

（持ち家）の割合



(注) 「割合」は持ち家に占める割合

# 国土交通省平成22年度補助事業ご紹介

## 地域木造住宅市場活性化推進事業の公募について(平成22年度)

本事業は、地域木造住宅市場の活性化に資する木造住宅の供給体制整備、普及促進、担い手育成、企画開発その他の事業を公募し、優れた事業を応募した者に対して補助するものです。

詳しくはこちらへ→<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou/H22chiikikoubo.html>

応募期間:平成22年3月8日(月)～4月16日(金)まで必着

## 長期優良住宅先導事業の提案の募集(平成22年度第1回)の開始について

本事業は、住宅の長寿命化に向けた事業の提案を、国が公募によって募り、優れた提案に対して、予算の範囲内において、事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。

詳しくはこちらへ→<http://www.kenken.go.jp/chouki/>

応募期間:平成22年3月5日(金)～4月9日(金)(消印有効)

## 高齢者等居住安定化推進事業の提案の募集について(平成22年度第1回)

本事業は、高齢者、障害者及び子育て世代(以下、高齢者等といいます。)の居住の安定確保を図るため、高齢者等が生活支援サービスの提供を受けられる賃貸住宅の整備に関する事業や、高齢者等の居住の安定確保に資する先導的な事業の提案を、国が公募し、先導性や普及性等に優れた提案に対して、予算の範囲内で、事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。

詳しくはこちらへ→<http://www.koujuuzai-model.jp/>

応募期間:平成22年4月5日(月)～4月23日(金)(消印有効)

## 平成22年度マンション等安心居住推進事業の募集の開始について

本事業は、マンションの維持管理・再生についてソフト面やハード面のあり方を見直すマンション管理組合等を対象に支援を行うとともに、地域レベルの相談体制の整備等を推進促進することにより、必要なノウハウ蓄積等を図り、良質な分譲マンションのストックの形式を促進することを目的としています。

詳しくはこちらへ→<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/manseimodel22.htm>

応募期間:平成22年3月5日(金)～5月26日(水)必着

## 「建築物省エネ改修推進事業」の提案の募集の開始について

本事業は、建築物の省エネルギー改修事業を国土交通省が広く民間事業者等から公募によって募り、予算の範囲内において、整備費等の一部を補助することにより、省エネ改修の推進を図ることを目的とするものです。

詳しくは→<http://www.kenken.go.jp/shouenekaishu/index.html>

応募期間:平成22年3月5日(金)～4月16日(金)(消印有効)

## 住宅・建築物省CO2先導事業の提案の募集について(平成22年度第1回)

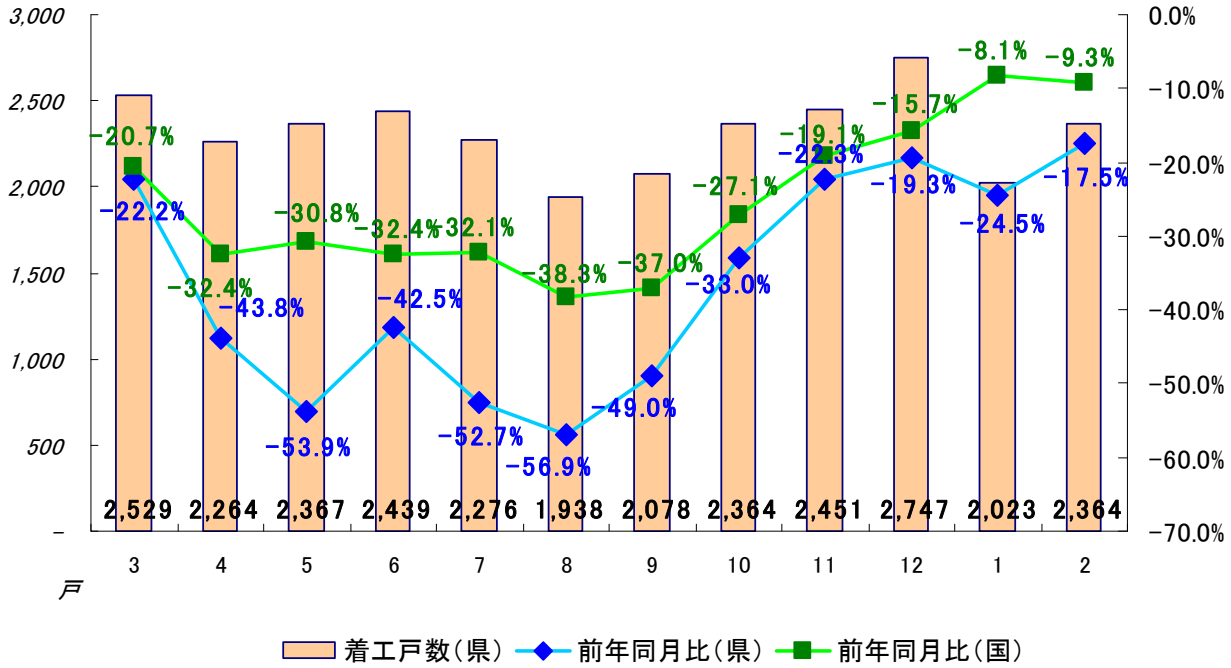
本事業は、家庭部門・業務部門のCO2排出量が増加傾向にある中、省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトとなる住宅・建築プロジェクトを、国が公募によって募り、予算の範囲内において整備費等の一部を補助するものです。

詳しくはこちらへ→<http://www.kenken.go.jp/shouco2/>

応募期間:平成22年3月5日(金)～4月9日(金)(消印有効)



# 新設住宅着工戸数(2月分)



## 2月の新設住宅着工戸数

福岡県の2月の着工統計は、総新設住宅着工戸数は2,364戸、前年度比-17.5%と前年度同月戸数を下回りました。利用関係別では、持ち家系(持家と分譲住宅を足したものは)910戸、前年度比で-46.1%、一方で貸家系(貸家と給与住宅を足したものは)1,454戸、前年度比で+23.5%となっています。また、全国の統計では、総新設住宅戸数は56,527戸、前年度比-9.3%で前年度同月戸数を下回りました。持ち家系では33,936戸、前年計比で-10.3%、貸家系で22,591戸、前年計比-7.7%といずれも減少となっています。

平成22年2月利用関係別割合(県)

